

平成 2 3 年 度

都市税制改正に関する要望

平成 2 2 年 7 月

全国市議会議長会

平成23年度都市税制改正に関する要望

平成22年7月
全国市議会議長会

現下の地方財政は、景気後退による税収減や、少子高齢化の進行による社会保障費の増嵩などにより、危機的な状況が続いている。

今後も基礎自治体としての市が、地域住民のニーズに応え、福祉、教育などの市民生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図っていくためには、持続的かつ安定的な行財政運営が可能となる地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、平成23年度税制改正に当たり、地方税財源の充実強化を図るため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とすること。

その際、地方消費税の充実など偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

2. 自動車関係諸税の現行の税収維持

自動車関係諸税の税率については、極めて厳しい地方の財政状況、大幅に遅れている地方の道路整備状況に鑑み、代替財源を示すことなく現行税率水準の引下げは行わないこと。

仮に現行税率を引下げの場合には、的確な減収補てん措置を講ずること。

3. 都市税源の充実強化

(1) 個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であることを踏まえ、均等割の引き上げを図ること。

(2) 市町村における基幹税目である固定資産税については、引き続き税収の安定的確保を図ること。

特に、償却資産の現行の評価方法を堅持するとともに、商業地等にかかる固定資産税の負担水準の現行上限70%は堅持すること。

(3) 法人住民税は、市町村における極めて重要な都市税源であることから、均等割の税率の引き上げなどの充実強化を図ること。

また、現下の地方財政の危機的状況を考慮し、地方公共団体が法人住民税を企業等に還付する際の還付加算金の割合を引き下げること。

(4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するため重要な財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

(5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の地方自治体における貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

(6) 長期間にわたり据え置かれている軽自動車税等の定額課税の税率については、現下の厳しい地方財政を考慮し、引き上げを図ること。

また、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いため、課税方法や税率を含む課税のあり方について、実態に即した見直しを行うこと。

4. 基地交付金・調整交付金の所要額確保

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ、所要額を確保すること。

5. 政令指定都市等に対する税制上の特例措置の充実強化

- (1) 政令指定都市については、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置の充実強化を図るとともに、中核市・特例市においても、事務配分の特例等、実態に応じた税制上の特例措置を設けること。
- (2) 県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市等への教職員給与の移管に当たっては、所要全額を都道府県からの税源移譲により措置すること。

6. 環境関連税制の導入に伴う地方財源の確保

環境関連税制を導入するに当たっては、環境施策における地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税として位置付けるなど、地方の財源を確保する仕組みを構築すること。

7. 非課税等特別措置の整理縮小等

固定資産税等における非課税等特別措置の整理縮小及び国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

8. 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄附についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

9. 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

10. 税制の抜本改革に当たっての過疎地域への配慮

税制の抜本改革に当たっては、過疎地域の行財政運営等に十分配慮すること。

また、過疎地域における所得税及び法人税の租税特別措置の適用期間を延長すること。